

## 輪島塗復興協議会 給与規程

令和7年1月1日 制定

### (目的)

第1条 本規程は、輪島塗復興協議会（以下「協議会」という。）に従事する職員等の給与に関する基本事項を定め、適正かつ公正な処遇を行うことを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 本規程は、協議会に雇用される職員、臨時職員、アルバイト、業務補助員等（以下「職員等」という。）に適用する。

### (給与の構成)

第3条 給与は、次の各号により構成する。

- (1) 基本給（時間給）
- (2) 通勤手当（必要に応じて支給）
- (3) その他、協議会が必要と認めた手当

### (基本給)

第4条

1. 基本給は時間給とし、業務内容、専門性、経験、役割等を考慮して決定する。
2. 時間給の水準は、原則として次の範囲内で設定する。  
1,100円 ～ 5,000円/時間
3. 高度な専門業務、技術指導、企画運営等については、上限に近い単価を設定することができる。

### (給与の決定)

第5条 給与額は、理事長または事務責任者が、担当業務の内容、責任の程度、経験年数等を総合的に勘案して個別に決定する。

### (勤務時間の計算)

第6条 給与は、実際の業務従事時間に基づき算定する。

(支払方法)

第7条

1. 給与は、原則として月末締め、翌月末までに本人指定の口座へ振込により支払う。
2. 業務委託等の場合は、契約内容に基づき支払う。
3. 短時間業務に関しては即日締め、翌月末までに本人指定の口座へ振込により支払う。

(通勤費)

第8条 業務に必要な移動については、実費相当額を支給することができる。

(兼務・外部専門家)

第9条 外部専門家、職人、講師、アドバイザー等については、業務内容に応じて個別に謝金単価を定めることができる。

(休眠預金事業への適用)

第10条 休眠預金を原資とする事業において支払う人件費については、本規程に基づき、事業計画および資金提供団体の基準に従って適正に運用する。

(改定)

第11条 本規程は、理事会の承認を得て改定することができる。